

公立大学法人前橋工科大学における研究活動上の不正行為への対応等に関する細則

平成27年9月30日制定

公立大学法人前橋工科大学細則第10号

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人前橋工科大学における研究活動上の不正行為への対応等に関する規程（平成27年規程第9号。以下「不正行為対応規程」という。）第38条の規定に基づき、公立大学法人前橋工科大学（以下「法人」という。）の職員の研究活動上の不正行為に係る公益通報についての取扱い及び職員等（公立大学法人前橋工科大学公益通報規程（平成25年規程第49号）第2条第1号に規定する職員等をいう。以下同じ。）以外の者からの法人の職員の研究活動上の不正行為に係る告発についての取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(他の研究機関との連携)

第2条 法人は、不正行為対応規程第2条第3項に定める通報を受け付けたときは、必要に応じて、他の研究機関等と連携して調査を行うものとする。

(不正防止計画推進室の調査)

第3条 不正防止計画推進室（公立大学法人前橋工科大学における公的研究費等の不正使用の防止に関する規程（平成25年規程第117号）第8条第1項に規定する不正防止計画推進室をいう。以下同じ。）は、不正行為対応規程第9条第1項に規定する予備調査（同規程第31条の規定により準用される場合を含む。以下この条において同じ。）の実施に当たり、次に掲げる事項について調査するものとする。

- (1) 公益通報の対象となった不正行為が行われた可能性
- (2) 公益通報において示された理由、資料等の論理性
- (3) 公益通報された事案に係る研究活動の公表から公益通報までの期間と、当該研究分野の特性に応じた合理的な保存期間及び不正行為対応規程第36条に定める保存期間との整合性
- (4) その他必要と認める事項

2 不正防止計画推進室は、公益通報を受け付ける以前に取り下げられた論文等に対する公益通報に係る予備調査を行う時は、取り下げに至った経緯、事情等により、予備調査の実施を判断するものとする。

3 不正防止計画推進室は、不正行為対応規程第12条第1項の承認を得たときは、

予備調査資料を適切に保存するものとする。

- 4 学長は、前項の規定により保存された予備調査資料について、当該事案に係る研究費等の配分を行った機関及び公益通報者から求めがあったときは、必要と認められる範囲において資料を開示するものとする。

(不正行為等調査委員会の調査)

第4条 不正行為等調査委員会（不正行為対応規程第13条第1項に定める不正行為等調査委員会をいう。以下「委員会」という。）は、不正行為対応規程第15条に規定する本調査（同規程第31条の規定により準用される場合を含む。以下この条において同じ。）を実施するときは、公益通報の対象となった研究課題に係る資料の精査、関係者からの意見聴取、再実験の要請等具体的事実に基づき調査を行うものとする。

- 2 調査のため、委員会が被通報者に対し再実験等により再現性を示すことを求める場合又は被通報者が自発的に再実験を求め出て、その必要性を委員会が認めた場合には、当該再実験に要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し、不正防止計画推進室が合理的に必要であると判断する範囲内で、委員会の指導及び監督の下に再実験を行うことができる。

(調査結果の公表)

第5条 不正行為対応規程第19条第7項に規定する公表内容は、次のとおりとする。ただし、公表することが合理的でないと認める事項については、非公表とすることができる。

- (1) 不正行為があったとの認定をした場合は当該不正行為をした者の職位及び氏名、悪意の公益通報があったと認定した場合は当該公益通報をした者の職位及び氏名
- (2) 不正行為があったと認定した場合は当該不正行為の内容及び認定理由、悪意の公益通報があったと認定した場合は当該公益通報の内容及び認定理由
- (3) 委員会の構成及び調査方法
- (4) その他学長が必要と認める事項

- 2 学長は、前項の公表内容を、前橋工科大学のホームページへの掲載により公表する。

- 3 学長は、第1項の公表内容について、職員等に周知するとともに、不正行為の防止のための措置を講じるものとする。

(再調査)

第6条 学長は、不正行為対応規程第25条第5項の規定により再調査を実施することを決定したときは、不正防止計画推進室に再調査を指示する。

- 2 不正防止計画推進室は、前項の指示を受けたときは、委員会に調査を依頼する。

- 3 委員会の構成は、当該事案の本調査を実施したときと同じ構成とする。
- 4 委員会は、新たに提出された証拠等具体的事実に基づき再調査を行うものとする。
(その他)

第7条 この細則に定めるもののほか、法人における研究活動上の不正行為への対応等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成27年9月30日から施行する。